

文教大学課外活動表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、文教大学学生表彰規程第4条の規程に基づき、基準および選考の手続き等について必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号いづれかに該当する本学の学生または本学の学生を構成員とする団体（以下「学生等」という。）について行うものとする。

- (1) 課外活動において特に優秀な成績を収め、本学の名誉を高めたと認められる学生等
- (2) 課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる学生等
- (3) 文化・芸術・学術活動において特に顕著な功績を挙げたと認められる学生等
- (4) 社会活動において特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる学生等
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと校舎学生委員会が認めた学生等

2 当該年度において、前項各号のいづれにも該当する学生等のいない場合、表彰は行わない。

(選考委員会)

第3条 表彰者の選考を行うため、校舎学生委員会の中に選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員長は、校舎責任者がこれにあたる。

(選考の手順)

第4条 選考の手順は次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員または各課外活動団体の顧問等による推薦の場合、所定の推薦書および関係書類（成績または成果を証明する記録の写し等（以下、「成果等写し」という。））を添えて選考委員会委員長に申請する。
 - (2) 学生本人による自己推薦の場合、所定の出願書類及び関係書類（成果等写し）を添えて選考委員会委員長に申請する。
- 2 選考委員会は、表彰の基準により候補者を選考し、学生委員会にこれを推薦する。
- 3 学生委員会は、選考委員会からの推薦に基づき、表彰候補者を決定する。
- 4 表彰者は、学生委員長の具申を受けて、学長がこれを決定する。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から改正施行する。